

第5章 サインデザイン方針

5-1. サインデザインの考え方

(1) サイン施設のデザイン方針

案内サインや誘導サインは、道路（歩道）上に設置される施設のため、サインとして必要な機能を果たすとともに、まちなみ景観への影響について配慮する必要があります。そのため、サインのデザインに関する方針を以下のとおり設定します。

サインシステムにもとづくサイン施設のデザイン方針

【景観への配慮】

すでに形成された独自の景観を阻害しない色・形状であること

【不要な装飾の排除】

見やすく分かりやすい、シンプルな形状や表示面であること

【顕在性の確保】

サインとして必要な「見つけやすさ」を確保すること

【デザインの統一性】

連続した案内となるよう、地区内ではデザインの統一性を確保すること

【景観への配慮】

鳥取市の公共サインはまちなみ景観を構成する一要因ではあるものの、それ自体が「地域らしさ」を表現したり、特徴的な景観要素として造られたりするものではありません。「鳥取らしさ」を表す個性あふれる優れた景観は、既に鳥取市各地で形成されています。サイン施設のデザインは、目立ちすぎてデザイン的に主張することのないようにします。

【不要な装飾の排除】

案内・誘導が必要な人は、その「情報」が必要であって、サインをオブジェやモニュメントとして必要としているものではありません。造形的な工夫を否定するものではありませんが、あくまでまちの「脇役」であることに留意して整備します。

【顕在性の確保】

視界が開けている場合や、周辺に看板や標識等が見られない場合は、サイン施設を見つられる最小限の高さ・形状でもかまいませんが、市街地内で様々な看板等が乱立するなど視界が阻まれている場合には、ある程度の距離から見つけられるような高さ・形状等の工夫が必要です。

【デザインの統一性】

原則として市街地では、「公共サインにより連続した案内が行われている」と利用者が感じられるよう、ガイドライン内で示すデザイン案にもとづき整備を進めます。なお、それぞれの地区で景観への配慮の視点からデザインおよび素材の変更を行う場合においても、地区内でのデザインの統一性を図ることとします。

(2) 公共サインデザインのルール

本ガイドラインにもとづき設置される公共サインについては、案内の連続性を確保するとともに、サイン施設の視認性を高めるため、サイン施設の「コンセプトカラー」を設定し、鳥取市内における統一性のある誘導案内システムの実現を図ります。

鳥取市の誇る歴史的・文化的景観や、山林や水辺の貴重な自然景観を阻害することなく、多様な景観になじむ落ち着いた色をサイン施設の「ベースカラー(基調色)」とします。あわせて、市街地においては多彩な建築物・工作物のなかでサインとしての顕在性を確保できるよう、施設の一部に「アクセントカラー」を使用できることとします。

鳥取市公共サインのコンセプトカラーは「ブルーグリーン」とします
アクセントカラーが必要な場合は「フラワーピンク」を使用します

アクセントカラー（施設の一部に使用）

フラワーピンク

サザンカ（市の木）、らっきょうの花（市の花）をイメージさせる色。サインの顕在性を高めるが、落ち着いた景観に調和するよう色調を調整する。
（マンセル値：9RP 6/10）

ベースカラー（施設本体）

ブルーグリーン

鳥取市の市章の色。都市部の景観に調和する、落ち着いた格調高いイメージ。
（マンセル値：5BG 2.5/5）



【コンセプトカラーの使用について】

鳥取市内で共通のコンセプトカラーを使用することにより、公共サインが明確に識別できることになり、来訪者にとって安心できる連続した案内が可能になります。サインシステムによる連続した案内・誘導のためのサイン施設はもちろんのこと、公共施設が個別に設置する誘導サインや観光関連の案内サインについては、できるだけ本ガイドラインで定めたコンセプトカラーを使用することを推奨します。

ただし、景観形成重点地区など、そのエリアでデザインコードが設定されている場合は、サイン施設のデザイン・色彩についてもその基準に則り整備するものとします。

5-2. 施設デザイン

主要拠点（行動起点・主要な案内拠点）サインのデザイン

駅など行動起点や不特定多数の来訪者にとって詳しい誘導案内が必要と思われる地点を「主要拠点」と位置づけ、周辺案内地図以外に様々な誘導案内情報を表示した、総合的な案内サイン施設を整備します。

主要拠点サインは原則として独立板型の施設としますが、地区状況等により設置が困難な場合は、壁掛け型等の案内サインを用います。

また、景観に配慮してサイン高さを抑えたい地点等においては、地図表示面の一部を斜め上方に傾ける形状のサインを設置することとなりますが、その場合は、利用者が無理な姿勢をせずに全面が確認できるよう配慮します。また、車いす使用者が地図面に接近して利用しやすいよう、地図面下方のゆとりやすき間を取るなどの配慮が必要です。

なお、主要拠点サインについては、遠方からの視認性を確保するため施設上部にインフォメーションマークを表示します。表示高さは、インフォメーションマーク表示下端2.5m以上を確保するように配慮します。（「3-1.(3)表示部構造に関すること」p.31参照）

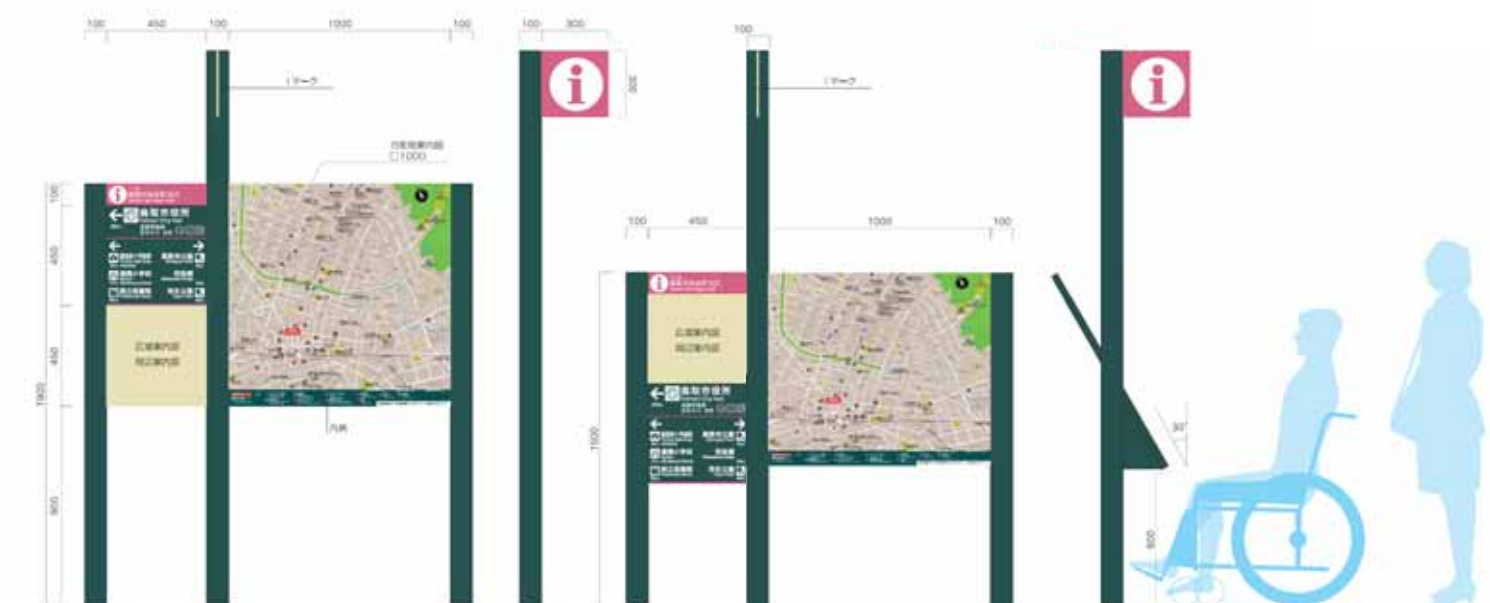


図 主要拠点サイン施設形状例

案内拠点サインのデザイン

誘導ルート上の分岐点である主要交差点等を「案内拠点」として位置づけ、周辺案内図と誘導サイン表示を組み合わせたサイン施設を設置します。



設置スペースが確保できない場合等は、施設等の壁・支柱に表示パネルを添架することもできることとします。(左図)

景観に配慮してサイン高さを抑えたい地点等においては、周辺案内図を斜め上方に傾ける形状のサインを設置します。(下図)

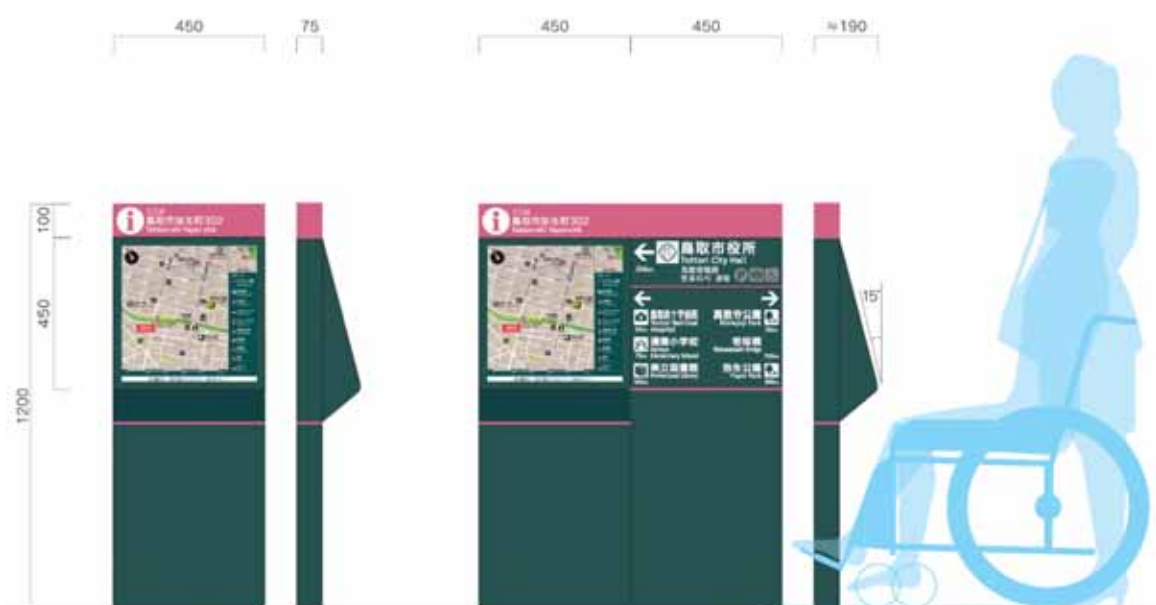


図 案内拠点サイン施設形状例 1

誘導拠点サインのデザイン

誘導ルート上において、来訪者が不安を感じない間隔で誘導施設への方向と距離を確認できるサインを設置します。

サインの顕在性と連続性を高めるため、同一経路上にある誘導サインの表示面は統一した表示内容とするとともに、統一性・連続性を感じられるデザインとなるよう配慮します。

矢羽根型の誘導サインを配置する場合は、表示パネルを誘導方向に向け、パネル下端は地上250cm以上となるよう設置します。

なお、サイン施設を建物等の壁面を背に配置し、表示面を歩行者の動線と並行に設置する場合（表示パネルが道路側に張り出さない場合）等に限り、表示パネル下端を250cm以下の位置で表示できることとします。設置にあたっては、歩行者の安全確保のため、サイン施設が歩行者の移動を妨げない位置になることを十分確認します。

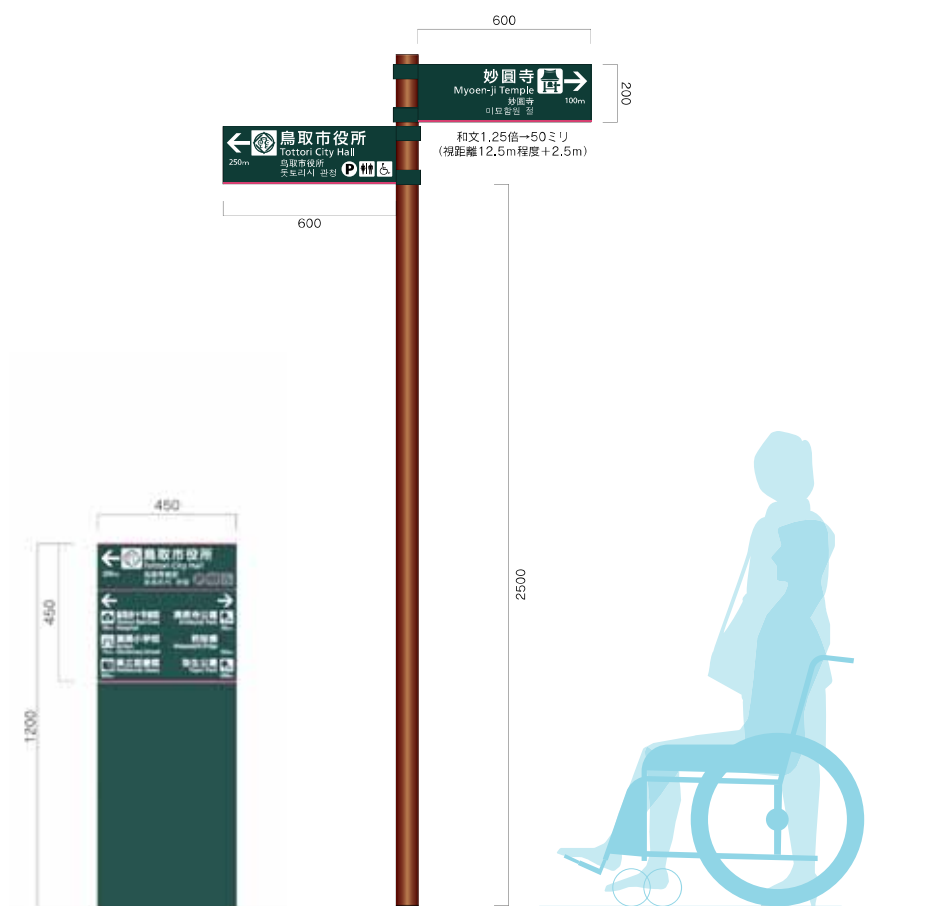


図 誘導拠点サイン施設形状例（自立板型、矢羽根型）



図 既存施設に誘導拠点サイン表示面を添架した例（壁掛、防護柵）



図 既存標識に誘導拠点サイン表示面を添架した例

郊外に設置するサインのデザイン

人工的な構造物が少なく、主に山林や農地、水辺空間などが主要な景観要素となっている地区においては、景観に馴染み、地域独自の景観の魅力を引き立てるデザインとします。

案内サインの枠・支柱や誘導サイン表示板については、できるだけ自然素材を基調するとともに、表示面や施設の一部にコンセプトカラーを使用することにより、公共サインとしての統一性を確保します。



図 郊外に設置するサインデザインの例（観光案内サイン、誘導サイン）